

令和4年度 対馬市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月28日(火) 午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 第1会議室

3. 出席委員

・農業委員 (14人)

1番 永留正司	2番 宮原安典	3番 小宮正至
4番 波田裕一郎	5番 杉原要	6番 春日亀優
7番 桐谷輝美	8番 阿比留なみ恵	9番 太田深雪
10番 永尾佐登志	11番 戸田耕助	12番 松村英二
13番 春日亀智恵子	14番 岡村高史	

・農地利用最適化推進委員 (11人)

庄司幹雄	桐谷秀士	西山義典	佐伯豊
佐伯武久	梅野則仁	日高安実	永留静夫
小宮貞司	畑島孝吉	糸瀬光信	

4. 農地利用最適化推進委員委嘱状交付

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条1項の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について

6. 研修会

1) 農業委員会の業務内容等について

2) 担当地区の協議

8. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

農業委員会事務局局長補佐

中対馬振興部地域振興課主事

上対馬振興部地域振興課主事

主 藤 公 康

小茂田 聡

市 山 果 歩

小茂田 史 士

9. 会議の概要

議 長

ただ今より、令和4年度対馬市農業委員会第8回総会を開会いたします。
現在の農業委員定数は、14名。本日の出席者は、14名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

なお、農地利用最適化推進委員の出席者は、11名です。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり、審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、永留正司委員及び、阿比留なみ恵委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に、委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

今回の申請は2件です。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の1ページをお願いします。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の田1筆、面積262平米を、同地区の〇〇さんから〇〇さんへ、贈与により所有権を移転するものであります。

経営面積は4,814平米でございます。

番号2は、〇〇町〇〇の畑18筆、合計面積8,228平米を、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇さんへ、贈与により所有権を移転するものであります。

移転後の経営面積は8,228平米となります。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について、地元委員の補足説明を求めます。

(10番永尾佐登志委員挙手) 10番

10番 永尾佐登志委員

議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について。

譲り渡し人は、〇〇町〇〇〇〇番地の〇〇さんから譲受人の同町〇〇〇〇番地の〇〇さんへ所在地は〇〇町〇〇〇〇番、田んぼです。一筆です。

面積が262平米、贈与による所有権移転です。経営面積は4,814平米、稼働人員は一人です。

去る3月23日午前10時半より申請人であられ、譲受人である〇〇さんと農林しいたけ課の日高さん、西村さんとわたしの4名で現地を確認しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇さんから譲受人の〇〇さんへ贈与により所有権を移転するものです。

お二人は親子関係にあります。譲受人がそのまま経営を継続していくことを立会いの中でも確認しました。

今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は問題ないと判断いたします。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

次に、番号2について、地元委員の補足説明を求めます。

(22番日高安実推進委員挙手) 22番

22番 日高安実推進委員

議案第25号、番号2、農地法第3条申請について、3月17日、〇〇町〇〇において、申請農地の状況を確認しました。

申請農地の状況でございますが、野菜畑が4筆、合計面積753平米、果物畑が3筆、1,274平米、牧草畑が11筆、6,201平米、合計18筆、8,228平米でございます。

〇〇さんと〇〇さんは、親子でございまして、先代から引き継いだ農地を、お互いが協力をして、農地の耕作、維持管理をしております。

本件は贈与により所有権を移転するものでございます。

審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第26号「農地法第5条1項の規定による許可申請について」を議

題とします。

本議案は、杉原委員が関係者であるため、議事参与制限により、杉原委員に退場を求めます。

(杉原委員退場後)

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の2ページをお願いします。

議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

本案件は、昨年、農用地区域の除外申請がされ、農業委員会総会で可決されたものです。その後、県から許可された為、今回、本申請が行われましたので補足いたします。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんの同地区の畑1筆、1,031平米を、駐車場用地に、番号2は、同地区の〇〇さんの田1筆、1,151平米と、畑1筆、670平米を、建築・土木用資機材置場に、次のページをお願いします。番号3は、同地区の〇〇さんの畑2筆、790平米を駐車場用地に転用及び〇〇へ売買による所有権移転するものであります。番号4は、〇〇さんの畑2筆、272平米を駐車場用地に転用及び〇〇へ貸与するものであります。4ページから32ページに資料を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の補足説明を求めます。

(22番日高安実推進委員挙手) 22番

22番 日高安実推進委員

議案第26号、第5条第1項の申請について、番号1から4まで申請者が同一でありまして、関連する議案でございますので、一括して説明をしたいと思います。

3月22日、〇〇町〇〇において、申請現地の状況を確認しました。

番号1、譲渡人、〇〇、畑1筆、1,031平米、番号2、譲渡人、〇〇、田1筆、畑1筆、1,821平米、番号3、譲渡人、〇〇、畑2筆、790平米、番号4、譲渡人、〇〇、畑2筆272平米、以上、申請件数4件、合計7筆、3,914平米を、〇〇さんへ所有権を移転するものでございます。

〇〇は、農地を雑種地に地目変更しまして、駐車場や建築、土木の資機材置場として活用して行くものでございます。

何ら問題は無いと思います。審議の程をよろしく願いいたします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は許可相当とし、県知事に進達することに決定しました。

番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は許可相当とし、県知事に進達することに決定しました。

番号3について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号3は許可相当とし、県知事に進達することに決定しました。

番号4について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号4は許可相当とし、県知事に進達することに決定しました。

杉原委員の入場を求めます。

(杉原委員着席後)

杉原委員に申し上げます。

議案第26号、番号1、番号2、番号3、番号4は許可相当とし、県知事に進達することに決定しましたので、告知します。

次に、議案第27号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の33ページをお願いします。

議案第27号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」でございます。

農地法第52条の規定により、すべての農業委員会において、賃借料情報を提供することになっているため、提案するものであります。

34ページをお願いします。

公表値はすべて1反あたりの1年間の金額となっております。

田の賃借料平均額は3,571円、最高額は5,000円、最低額が3,000円で、データ数は7件でございます。

畑の賃借料平均額は3,506円、最高額は6,540円、最低額が3,000円で、データ数は7件でございます。なお、35ページからの別添資料1は、令和4年1月1日から1年間の賃借をまとめたものでございます。借賃金額が0円のものデータ数には入っておりません。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
採決します。

議案第27号について、原案のとおり提供することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

議案第27号は、原案のとおり提供することに決定しました。

日程第5「その他」の事項ですが、何かありませんか。

(無しの声あり)

無いようですので、閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は提案されました議題を慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

今回、初めて就任されました委員におかれましては、分からない事ばかりで、戸惑いがあるのではないかと存じます。

ご不明な点などがございましたら、事務局及び同僚の委員に尋ねられて、委員会活動に取り組んでいただきたいと思います。

委員皆様におかれましては、対馬市の農業のため、3年間ご尽力賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第8回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。